データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型				
			名称	主キー	外部キー								障害者福祉	障害者総合支援	審査会	請求審査	特別児童扶養手当
022	02656	扶養義務者個人番号	特別児童扶養手当所得判定情報			X	12		5	任意	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、行政手続における特定の個人を識別するために各市区町村から住民に指定される番号		◎	×	×	×	◎
022	02657	扶養義務者_宛名番号	特別児童扶養手当所得判定情報		○	X	15		5	任意	受給者の扶養義務者の宛名番号（自治体内において、個人を一意に識別する番号）	扶養義務者を登録する場合は出力すること	◎	×	×	×	◎
022	02658	扶養義務者世帯番号	特別児童扶養手当所得判定情報			X	15		5	任意	住民が属する世帯を一意に識別する番号	扶養義務者を登録する場合は出力すること	◎	×	×	×	◎
022	02659	扶養義務者氏名漢字	特別児童扶養手当所得判定情報			N	100		5	任意	扶養義務者の漢字氏名	・氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる ・外国人の場合は氏名優先区分で指定した内容をセットする ・扶養義務者が存在する場合は、出力すること	◎	×	×	×	◎
022	02660	扶養義務者氏名漢字_氏	特別児童扶養手当所得判定情報			N	50		5	任意	扶養義務者の漢字の氏	日本人住民の場合かつ名未定ではない場合は、出力すること	◎	×	×	×	◎
022	02661	扶養義務者氏名漢字_名	特別児童扶養手当所得判定情報			N	50		5	任意	扶養義務者の漢字の名	日本人住民の場合かつ名未定ではない場合は、出力すること	◎	×	×	×	◎
022	02662	扶養義務者氏名カナ	特別児童扶養手当所得判定情報			N	100		5	任意	扶養義務者の氏名（フリガナ）	・氏名を構成する要素（氏と名、名（ファーストネーム）と中間名（ミドルネーム）と氏（ラストネーム）など）の間に全角の空白を一文字入れる。 ・扶養義務者が存在する場合は、出力すること	◎	×	×	×	◎
022	02663	扶養義務者氏名カナ_氏	特別児童扶養手当所得判定情報			N	50		5	任意	扶養義務者の氏（フリガナ）	日本人住民の場合かつ名未定ではない場合は、出力すること	◎	×	×	×	◎
022	02664	扶養義務者氏名カナ_名	特別児童扶養手当所得判定情報			N	50		5	任意	扶養義務者の名（フリガナ）	日本人住民の場合かつ名未定ではない場合は、出力すること	◎	×	×	×	◎
022	02665	扶養義務者郵便番号	特別児童扶養手当所得判定情報			X	7		5	任意	扶養義務者が実際に居住している郵便番号		◎	×	×	×	◎
022	02666	扶養義務者住所_市区町村コード	特別児童扶養手当所得判定情報			X	6		5	任意	扶養義務者が実際に居住している住所（都道府県から市区町村まで）を一意に識別できるコード	総務省「全国地方公共団体コード」に従って6桁のコード値を設定すること	◎	×	×	×	◎
022	02667	扶養義務者住所_町字コード	特別児童扶養手当所得判定情報			X	7		5	任意	扶養義務者が実際に居住している住所（町字）を一意に識別できるコード	・デジタル庁が整備するアドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」で規定された町字IDのコード値を設定すること ・住所に町字がない場合は、0000000を設定すること ・アドレス・ベース・レジストリ「町字マスターデータセット」に規定がない町字の場合は、9999999を設定すること	◎	×	×	×	◎
022	02668	扶養義務者住所_都道府県	特別児童扶養手当所得判定情報			N	4		5	任意	扶養義務者が実際に居住している住所における都道府県		◎	×	×	×	◎
022	02669	扶養義務者住所_市区郡町村名	特別児童扶養手当所得判定情報			N	12		5	任意	扶養義務者が実際に居住している住所における市区郡町村名		◎	×	×	×	◎
022	02670	扶養義務者住所_町字	特別児童扶養手当所得判定情報			N	120		5	任意	扶養義務者が実際に居住している住所における町字（丁目を含む）	扶養義務者住所に町字が存在する場合は出力すること	◎	×	×	×	◎
022	02671	扶養義務者住所_番地号表記	特別児童扶養手当所得判定情報			N	50		5	任意	扶養義務者が実際に居住している住所における番地号の日本語を含む表記（住居表示を実施していない区域においては「番地」、住居表示を実施している区域においては「番」及び「号」で表記する。）		◎	×	×	×	◎